

情報公開請求における権利濫用請求の取り扱い指針

平成 26 年 12 月 8 日

1. 趣旨

情報公開条例に規定する公開請求権の本来の目的を著しく逸脱する請求は、一般法理上、権利の濫用に当たるとして拒否することが可能であると考えられる。

岸和田市情報公開条例に基づく情報公開請求において、その公開請求が権利の濫用に当たるか否かの判断は、公開請求に係る様々な状況等を総合的に判断し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断することによって行うこととなる。しかしその判断が実施機関によって恣意的に行われるようなことがあってはならない。

よって、この指針により権利濫用請求に係る取り扱いを定め、実際の運用にあたることとする。なお、請求権者以外のものからなされた情報公開申出についても、この指針を準用することとする。

2. 公開請求における権利濫用請求の判断要件

当該公開請求が、次の(1)、(2)のいずれかに定める要件を満たす場合には、これを権利濫用請求であるとして取り扱う。

(1) 条例の本来の目的・趣旨を著しく逸脱する請求

岸和田市情報公開条例は「市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責任を全うし、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市政の公正な運営及び透明性の確保と市民参加による行政の一層の推進を図ること（第1条）」を目的としている。

公開請求の対象文書を閲覧等する意思がない場合や、請求者の言動や情報公開請求書への記載内容などから公開請求の目的が文書の公開以外にあることが明らかな場合等、この条例の目的・趣旨を著しく逸脱する請求であることが認められる場合にはこれを権利濫用請求として取り扱う。

<請求事例>

- ① 正当な理由なく、対象文書の公開を受けずに請求を繰り返す場合や、同一文書への請求を繰り返す場合等、請求権が適正に行使されていないと認められるもの
- ② 請求の内容から、特定の個人または職員等への誹謗、中傷、威圧、攻撃など情報公開と直接関係のない事柄を主たる目的とし、害意を持って請求していることが明らかな場合

- ③情報公開の実施等において、長時間にわたって職員の応対を強要したり、文書を閲覧せず立ち会いの職員に長時間にわたって自説を主張したりするなど不適正な行為が繰り返し行われるとき
- ④公開請求によって得た情報を意図的に改ざんして使用し、または使用のおそれがあると認められる場合で、実施機関が当該使用者に対して、その情報の使用中止を要請したにもかかわらず、不適正な使用を繰り返すなどしたものから公開請求があったとき
- ⑤公開請求によって得た情報をもとに違法または不当な行為を行うことが明らかな場合

(2) 公開請求に応じた場合に実施機関の事務に混乱や停滞などが生じる請求

岸和田市情報公開条例は「公開請求があったときは、当該公開請求書の提出があった日から起算して15日以内に、請求にかかる行政文書を公開するかどうか（第12条）」決定しなければならないとしている。公開請求に係る行政文書が大量であるなどの場合には、第12条第5項の規定に基づき公開決定までの期間を延長することにより対応するものであるが、この期間内にも決定を行うことが困難なほど著しく大量な文書量であるなどの場合には、公開請求者に文書の分割請求や、無作為抽出による公開など適正な請求について提案し、これにより公開決定を行うこととなる。

しかし、対象文書が著しく大量であるなどとともに、こうした実施機関の提案等にも理解や協力の意思を示すことなく、結果、実施機関の事務に混乱や停滞などを生じさせる公開請求となることが明らかな場合にはこれを権利濫用請求として取り扱う。

< 請求事例 >

- ①実質的に文書が特定されていない請求であって、特定するよう協力を求めても正当な理由なく応じない場合
- ②公開請求の対象となる文書の量が膨大で、年度による範囲限定や無作為抽出といった絞込みの求めに対し、正当な理由なく応じない場合
- ③公開請求に係る実費を支払わない、写しの交付を請求しながら写しの交付を受けないことを繰り返す場合
- ④公開日程の変更等が繰り返される場合

3. 権利濫用請求と判断した場合の処分等

2. に定めた要件を満たし、当該公開請求を権利濫用請求であると判断した場合、実施機関は第7条の規定による適法な請求が行われなかったとして、第12条の規定に基づき非公開の決定を行う。

ただし、その決定に当たっては次の点に留意し、慎重に手続きを行う。

- ①情報公開請求書に形式上の不備が認められない場合には、請求書を受理し、条例の規

定に基づいて非公開の決定を行う

- ②当該公開請求が権利濫用請求であるかどうかの判断に時間を要する場合には、条例第12条第5項の規定により決定期限の延長を行う
- ③公開請求の内容が分割可能な場合にあつては、一律に権利濫用請求を理由とする非公開決定を行わず、権利濫用請求にあたらぬ部分については条例の規定に基づいて公開決定等を行う
- ④非公開決定通知書には、権利濫用の根拠となる条項及び権利濫用請求と判断した根拠となる事実等をできる限り詳しく記載する

また、実施機関は当該請求について権利濫用請求であると判断し非公開の決定を行った場合には、その旨を岸和田市情報公開審査会に報告する。

4. 請求者への理解・協力の要請

当該公開請求が2.に定めた要件を満たし権利濫用請求であると思料される場合においても、実施機関は請求者に対して次のことを説明する等して、理解・協力を要請すること。これを行ってもなお、理解・協力を得られない場合において、2.に定めた要件を満たしていると判断し、3.による処分等を行うこと。

- ①条例の目的・趣旨を逸脱した請求である場合、請求者に制度の目的・趣旨を丁寧に説明し、請求内容の補正を要求するなど、正当な権利行使となるよう調整すること
- ②過去に公開請求によって得た情報を不適正に使用したと認められる請求者に対して、公開によって得た情報を濫用して他人の権利や利益を侵害するようなことのないようその責務について理解を求めること
- ③公開請求の対象文書が大量である場合、公開までに相当の期間を要し、実施機関の業務の遂行に支障が生じることについて説明し、より詳細な特定や分割請求、無作為抽出による公開などより合理的な請求について提案すること
- ④請求者に公開請求による情報公開の実施に明らかに関心がなく、市政に対しての意見や要望を述べることがその目的である場合などには、実施機関においてその説明責任を果たすよう努めるとともに、他の不服申立制度や救済制度など請求者の利益に資すると考えられる情報の提供を行うこと。